
足寄町農業委員会

第24回総会議録

自 令和6年2月28日

至 令和6年2月28日

足寄町農業委員会

令和6年2月28日 第24回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分
閉会 午後1時58分

1 出席委員

1番 餌 取 靖 徳	2番 吉 川 友 二	3番 遠 國 和 宏
4番 上 妻 良 一	5番 菊 地 隆 志	6番 宮 口 孝 治
8番 遠 藤 勇	10番 石 黒 彰	11番 岡 元 義 春
12番 吉 村 進		

2 欠席委員

7番 松 田 博 幸	9番 人 見 華 代
------------	------------

3 議事に参与するもの

事 務 局 長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史
総 務 主 査 餌 取 秀 和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第3号 賃借料情報の提供について

第24回農業委員会総会

令和6年2月28日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和5年度第24回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、7番松田博幸委員、9番人見華代委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年11月30日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、議案第2号4番で審議します。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畠を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年1月25日で、土地の引渡期日も令和6年1月25日です。

なお、解約された農地は、議案第2号7

番で審議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年1月26日で、土地の引渡期日も令和6年1月26日です。

なお、解約された農地は、議案第2号3番で審議します。

3番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年1月26日で、土地の引渡期日も令和6年1月26日です。

なお、解約された農地は、議案第2号2番で審議します。

4番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年1月19日で、土地の引渡期日も令和6年1月19日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番で審議します。

5番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年1月19日で、土地の引渡期日も令和6年1月19日です。

なお、解約された農地は、農地法第3条により一般人に貸し付けされる予定です。

6番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日

は令和6年1月19日で、土地の引渡期日も令和6年1月19日です。

なお、解約された農地は、全員協議会で協議します。

7番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月7日で、土地の引渡期日も令和6年2月7日です。

なお、解約された農地は、議案第2号10番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を

求められた令和5年度第11号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛567番3ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畠、原野、現況は畠です。

面積につきましては、150, 557m²のうち、88, 902m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畠を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から貸借したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、すでに当事者間で使用貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番3番を説明します。

局長。

○事務局長 2番3番は、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

2番を説明します。利用権の設定等をす

る者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾172番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、5, 699m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、465, 000円、10アール当たり81, 500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾173番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、11, 115m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、556, 000円、10アール当たり50, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

どよろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稻牛27番1ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畠、山林、牧場、雑種地、現況は畠です。

面積につきましては、293, 708m²のうち、122, 813m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠等を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間653, 000円、10アール当たり5, 300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番から7番を説明します。

局長。

○事務局長 5番から7番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄32番4、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、14, 022m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間91, 000円、10アール当たり6, 500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄31番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、38, 516m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間250, 000円、10アール当たり6, 500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄32番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、13, 581m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間88, 300円、10アール当たり6, 500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、6番の利用権の設定等をする者から離農に伴い賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

8番を説明します。

局長。

○事務局長 8番は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となつたため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地142番21、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、516, 813m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を贈与により持ち分の所有権の移転を行おうとするものです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当該農地に共有持ち分を持ち、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別96番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、22, 431m²です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、2, 170, 000円、10アール当たり96, 700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年2月7日に塩幌地区の人・農地プラン協議に基づき、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 賃借料情報の提供について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

農地法第52条の規定に基づき作成した、足寄町の賃借料情報の内容を公表したく、ご審議をお願いするものです。

それでは、議案書に沿って説明します。

1の収集、整理、分析対象農地につきましては、令和5年1月1日から令和5年1月31日までに、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告され、賃貸借された農地です。

2の提供の内容、3の締結（公告）された地域名の区分につきましては、議案書に記載のとおりです。

なお、本賃借料情報において、公益財団法人北海道農業公社との賃貸借契約は、買入売買金額及び貸付年数によって賃借料が決定する仕組みのため、特殊な取引に係るデータとして除外しています。

また、農地法第3条による賃借料データも収集の対象となります。金額につきましては、貸主借主双方の意志が強く表れているため、対象に含めていません。

本賃借料情報は、足寄町ホームページで、公表します。また、次号の農業委員会よりへの掲載を予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました

議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第24回足寄町農業委員会総
会を閉会します。

午後 1時 58分 閉会

議長

吉村進

農業委員

吉川友二

農業委員

遠田和宏

